

道路沿いのブロック塀等の撤去について

「浜松市プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-0総合支援事業」

【ブロック塀等撤去改善事業】

★地震発生時において倒壊・転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する事業

- ・ブロック塀等…ブロック塀・石塀・レンガ塀・万年塀その他これらに類する塀
- ・道路等…建築基準法上の道路、浜松市地域防災計画上の緊急避難場所、その他市長が認める道路

対象区域

- 市内全域

補助の条件

- 道路等に沿っているブロック塀等であること
(民地間のブロック塀等は対象になりません)
- 道路からの高さ80cm以上かつブロック塀の場合3段以上であること
- 転倒した際に道路等に影響を及ぼすものであること
- 道路沿いのブロック塀はすべて撤去すること
(ブロック2段以下又は道路からの高さ80cm未満となるものは除く)
- 浜松市税を完納していること

補助額・率

- 撤去工事費と撤去ブロック塀等の延長に1m当たり8,900円を乗じた基準額とを比較していずれか少ない額の1/2以内。ただし、上限10万円/敷地
- | |
|--------------------------------|
| ・撤去工事費（消費税込みの金額）×1/2=① |
| ・8,900円×撤去するブロック塀等の長さ（m）×1/2=② |
- ① と ② のいずれか少ない額で、一敷地10万円まで

※ 補助対象額に消費税額を含む場合

危険なブロック塀は
撤去するのじゃ！



出世大名
家康くん

©浜松市

ご注意ください！

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。

補助事業の手続き

事前相談・調査申込

・ブロック塀等を撤去する**2週間前**までに、電話または窓口で調査の申込みをしてください。



事前現地調査

・対象のブロック塀等の調査にうかがいます。調査の際には立会をお願いします。



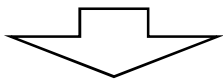
補助金の交付申請

・補助金の交付について、申請書を提出していただきます。

<必要書類>

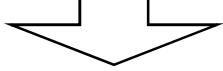
- ・交付申請書（第1号様式、第1号の7様式）
- ・市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- ・撤去工事に関する見積書の写し
- ・ブロック塀等撤去改善事業 現場確認書

事業者の場合〔 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
〔 〕内も提出〔 消費税申出書（第13号様式） 〕



補助金の交付決定

・補助金の交付が決定したことを通知する決定通知書を受領した後に、工事に着手してください。

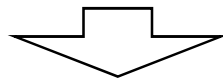


完了報告

・工事終了後、速やかに実績報告書と補助金の請求書を提出してください。

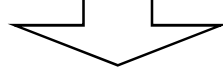
<必要書類>

- ・実績報告書（第7号様式）
- ・工事費の領収書の写し（見積書と同じ金額、振込伝票等は不可）
- ・撤去前、撤去完了の写真（全景）
- ・請求書（第9号様式）



完成検査

・完了報告に基づき確認をし、補助金が確定したことを通知する確定通知書を送付します。



補助金の支払

・補助金を指定した口座に振り込みます。

<お問い合わせ先>

★〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所 4階

浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ

TEL 053-457-2473

★〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000 なゆた浜北 3階

浜松市役所 都市整備部 北部都市整備事務所

TEL 053-585-1154

H29年4月